

◆ 12月定例会で可決した意見書 ◆

総合的な農業政策の確立に関する意見書

自民党は、政権奪取した昨年末の衆議院選挙で「聖域なき関税撤廃」を前提にする限り、交渉参加に反対するとの公約を掲げていたが、政府は重要5品目の関税維持堅持と引きかえに、TPP交渉参加を表明した。公約違反ととれる参加表明に対して、農家・農業団体・関係団体とも全国各地で、強い反対運動を行ってきた。また、衆参両院の農林水産委員も参加表明を受けて、「農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退を辞さないものとする」と、決議された。

報道機関等から、年内妥結との情報が飛び交う中、シンガポールで開かれていたTPP交渉の閣僚会議では、日本政府の農林水産物「重要5品目」を一歩も譲らない姿勢を貫いた結果、12月10日に年内合意を断念した形で閉幕した。来年1月に再び、閣僚会議が開かれる予定だが、今後の交渉も「重要5品目」を一歩も譲らない姿勢を貫き、それが確保できないと判断した場合は、脱退を辞さない覚悟とすべきである。

また、水田農業政策では、2018年に米の生産調整と直接支払交付金が廃止となる。米の生産調整は、米価を安定させるために取り生まれ、生産現場も厳守してきた結果、大豆は転作作物として確立した。自給率を上げるためにも、米以外の転作作物である穀物類・豆類等の作付は、今後も重要になってくる。今後の米価維持や自給率向上のために、転作作物への交付金や産地資金の更なる拡充を図るべきである。また、今回の政策で交付金が増加される飼料用米の作付拡大には、生産・加工・販売の一貫した流通を確立するべきである。

さらに、中山間地においては、耕作放棄地を含めた環境整備対策に、これまで以上の支援を必要とする。

よって、国民の食糧供給機能の安定確保は国の責務であることを基本に、持続可能な農業の展望を開くために、総合的な農業政策の確立に向けて、下記の事項を強く求めるものである。

記

1 TPP交渉方針の明示と決議の順守

国権の最高機関である国会の意思表示である衆参両院の農林水産委員会決議を交渉方針として明示し、十分な情報開示と国民的議論を尽くすこと。

また、農林水産分野の重要5品目などの聖域が確保できないと判断した場合には、交渉から脱退すること。

2 農業の根幹たる水田農業政策の確立

農業・農村の多面的機能に着目した日本型直接支払制度が措置されたが、新たな政策を含めた水田農業政策に実効性を持たせるため、産地交付金を含めて万全な予算の確保をすること。

また、総合的な農業の基本方針となる「食料・農業・農村基本計画」に沿って、食料自給率・自給力の向上を図る政策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

佐賀市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
経済再生担当大臣
宛

介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書

現在、国においては、第6期介護保険事業計画を視野に、これまで個別給付として実施してきた介護予防給付について、市町村が実施している地域支援事業に段階的に移行させ、新しい地域支援事業として包括的に実施する方向で検討が進められている。

介護予防給付やこれまでの地域支援事業については、介護予防を進めるため市町村の現場で要支援者などに対する取り組みが進められ、介護サービス受給者のうち3割程度は要支援者であり、また、介護予防給付も4千億円を超える額となっており、介護予防に大きな役割を果たすようになってきている。

また、介護予防給付を担う事業所も地域の中で育ってきており、大きな力となっている。

こうした状況の中で、急激な制度変更は、現場の事業者や市町村に大きな混乱が生じることになる。よって、国においては、以下の項目について十分配慮の上、特段の取り組みを図ることを強く求める。

記

- 1 新たな地域支援事業の導入に当たっては、市町村の介護予防事業の機能強化の観点から、市町村の現場で適切に事業を実施できるよう手引書の作成、先進的な事例の周知、説明会や研修会を通じた丁寧な説明の実施を行うこと。
- 2 特に、介護給付と合わせて事業実施を行っている事業者などに対して、円滑な事業移行ができるよう適切な取り組みを行うこと。
- 3 これまでの地域支援事業については事業費の上限が設定されていたが、新たな地域支援事業への移行に伴い、上限設定について適切に見直すこと。また、事業の詳細については、市町村の裁量で自由に組みめるよう配慮すること。
- 4 新たな地域支援事業の実施に当たっては、住民主体の地域づくりなどの基盤整備が重要であり、こうした市町村における環境整備に合わせて適切な移行期間を設けるとともに、地域のマネジメント力の強化のため、必要な人材の確保等については、消費税財源を有効に活用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

佐賀市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛
総務大臣
厚生労働大臣

意見書

〔全会一致で可決〕

▼総合的な農業政策の確立に関する意見書案

〔賛成多数で可決〕

▼介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書案

〔賛成少数で否決〕

▼消費税8%への増税を実施しないよう求める意見書案

▼介護保険における要支援者への保険給付の継続を求める意見書案

▼佐賀県立高校の生徒が使用するタブレット端末について個人負担撤回を求める意見書案

開成小学校6年生の議場見学

12月18日に開成小学校の6年生が社会科学習の一環として議場を見学しました。

市議会の仕組みや役割、議場内の設備等について説明を受けたあと、実際に質問席に立って質問をしました。

【質問】市長や市議会議員には何歳から何歳まで立候補できますか？

【答え】市長選挙も市議会議員選挙も25歳から立候補できます。これを被選挙権といいます。年齢の上限はありません。

【質問】市議会だよりは誰が作っているのですか？

【答え】議会内の「議会広報広聴委員会」で編集しています。印刷や各戸への配布は専門の業者さん等にお問い合わせ（委託）しています。

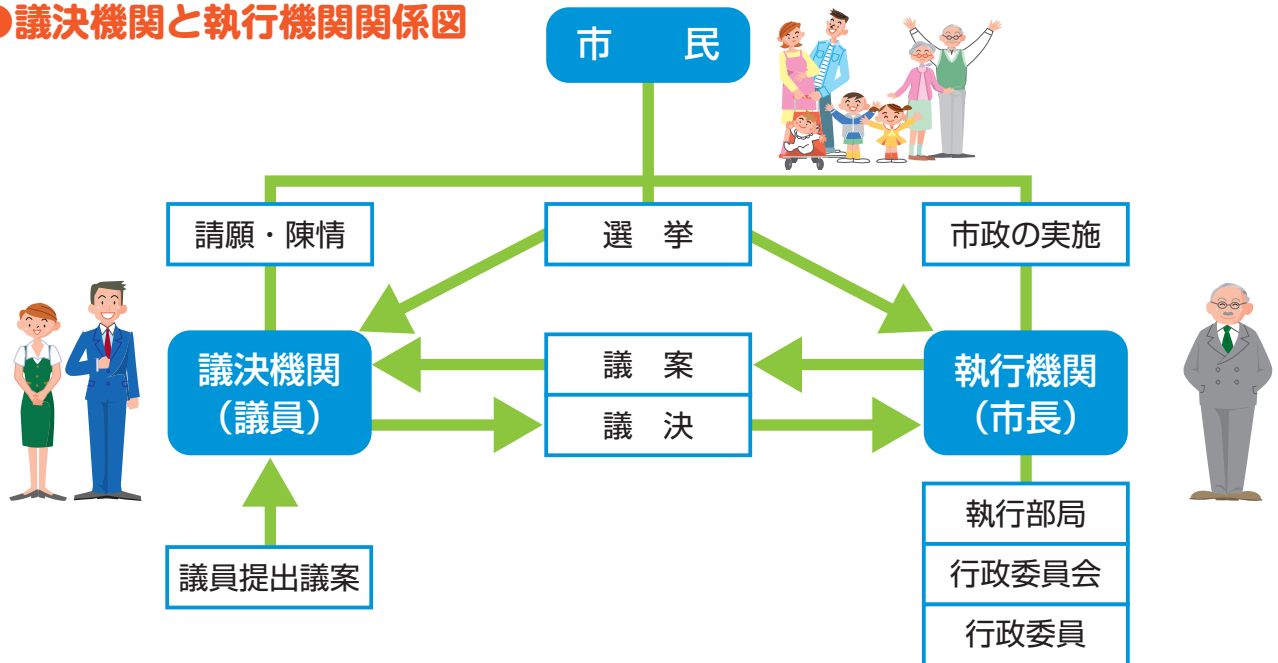
市議会の役割と市の仕事

市議会は、市民の要望を市政に反映させるため、日常生活にかかわる様々な問題について審議を行い、決定を行います。このために議会は、市が執行機関と呼ばれているのに対して、議決機関と呼ばれています。主な仕事は次の通りです。

- 市長や議員から提出された議案を審議して、その可否を決定します。
- 市の事務（予算の執行や条例に基づいた仕事）が正しく行われているか、調査・検査します。また、監査を求める事もあります。
- 議案を提出します（ただし予算案は議員には発案権がありません）。
- 私たちの生活に関わる問題について、県や国に意見書を提出します。
- 市民から出された請願や陳情を受理します。請願については内容を審査し、採択したものについては、その実現のために関係機関等へ要望します。

執行機関である市は、執行部局、行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会など）、行政委員（監査委員）により構成されています。市長は、各執行機関を統括し、全体の業務を調整しています。

●議決機関と執行機関関係図



編集後記

市議会の改選に伴い新しい9名の委員をもって、議会広報広聴委員会がスタートいたしました。当委員会は主に「議会だよりの編集」と「議会報告会の運営」を担っております。また、議会のあり方検討委員会から「議会単独でのホームページの開設」「会議録検索システムの再構築」「議会だよりの改善」が答申され、議会広報広聴委員会で協議することとなりました。現在、見やすく使いやすいホームページの構築に取り組んでいるところです。議会だよりにについても市民の皆さまのご意見等を反映し、読みたくなるような紙面づくりを目指し検討中です。

今後とも、市民の皆さまに身近で分かりやすい議会広報に努めていきます。皆さまのご意見お待ちしております。

梅の便りがちらほらと、梅一輪一輪ほどの暖かさ。

春よ来い♪

(松永幹哉)

